

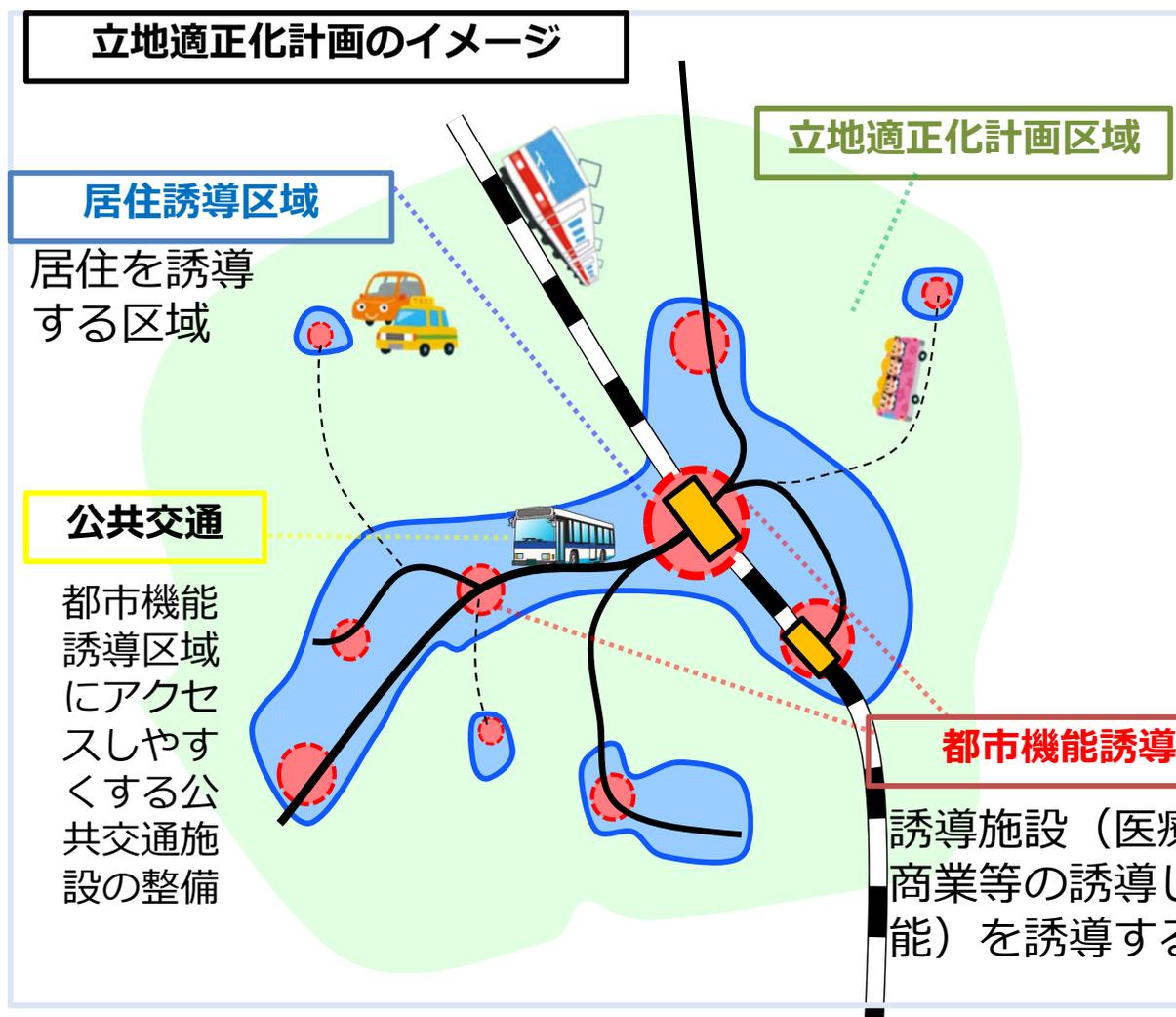
**札幌市 都市計画審議会  
都市計画マスタープラン等見直し検討部会**

**第8回資料**

**(立地適正化計画の策定)**

## 立地適正化計画とは

都市再生特別措置法の一部改正（平成26年法律第39号）により、市町村が定めることができるようになった、都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能を誘導するための施策、公共交通の充実に関する施策等について記載した計画である。



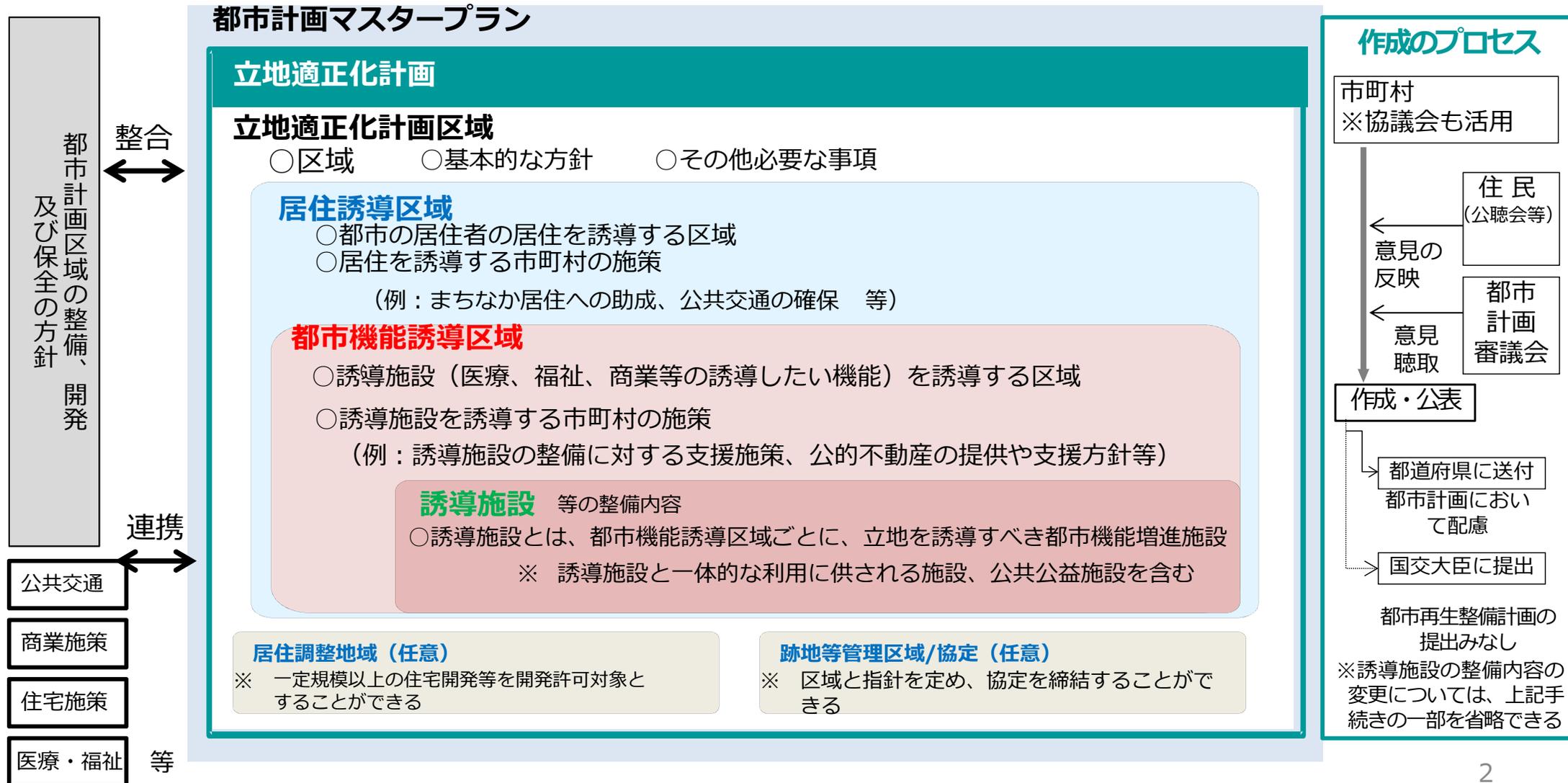
背景：人口の急激な減少と高齢化



安心して快適な生活環境の実現のためや財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とするため、都市全体の構造を見直し、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えで都市づくりを進めていくことが重要

## 立地適正化計画の位置づけなど

- ・都市計画マスタープランの一部である。
- ・おおむね20年後の都市の姿を展望するものだが、時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能となる。



## 居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設

### 都市機能誘導区域

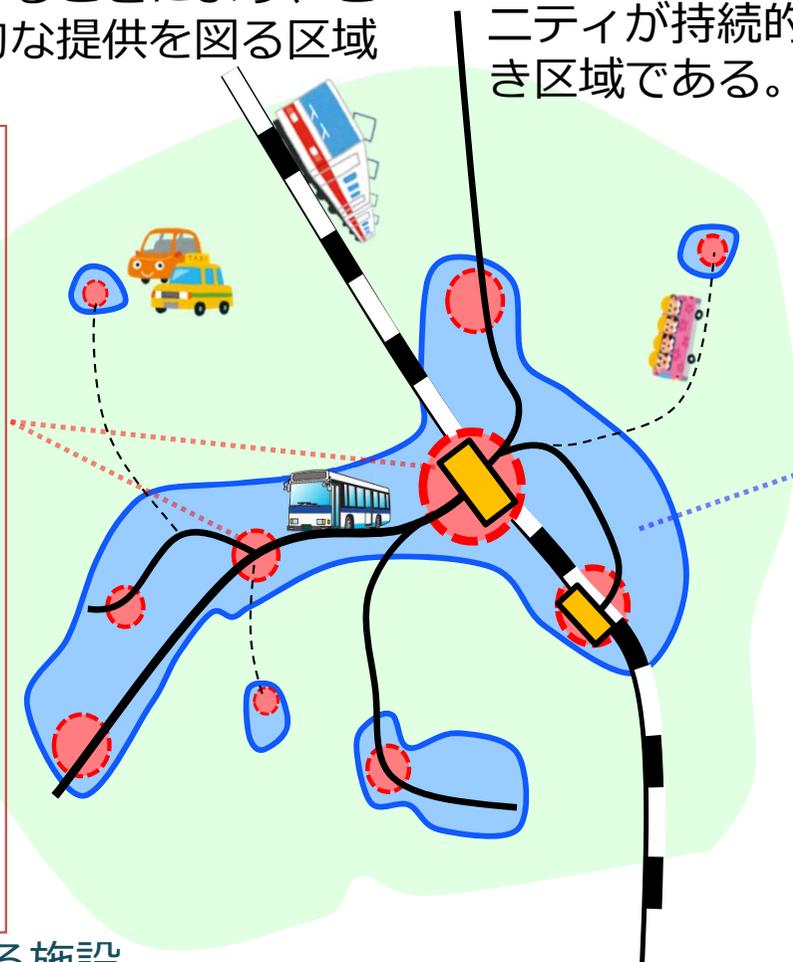
医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域である。

- 区域内に誘導すべき施設（誘導施設）について都市計画で「**特定用途誘導地区**」を定めた場合、用途・容積率規制を緩和
- 誘導施設を整備する事業者への民間都市開発推進機構による出資等による支援
- 区域外における誘導施設の建築等を事前届出・勧告の対象とする など

### 居住誘導区域

人口減少の中にあっても、一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域である。

- 住宅整備を行う民間事業者による都市計画・景観計画の提案制度を導入
- 区域外における一定規模以上の住宅等の建築等を事前届出・勧告の対象とする
- 区域外の一定の区域を「**居住調整地域**」として都市計画で定めた場合、一定規模以上の住宅等の建築等を開発許可の対象とする など



**誘導施設**として想定される施設

・・・医療施設、行政施設、文化施設、商業施設、子育て支援施設、教育施設、社会福祉施設等

### 人口の推移

- 市制施行以来、一貫して増加傾向にあった札幌市の人口は、平成27年（2015年）をピークに減少に転じる見込み

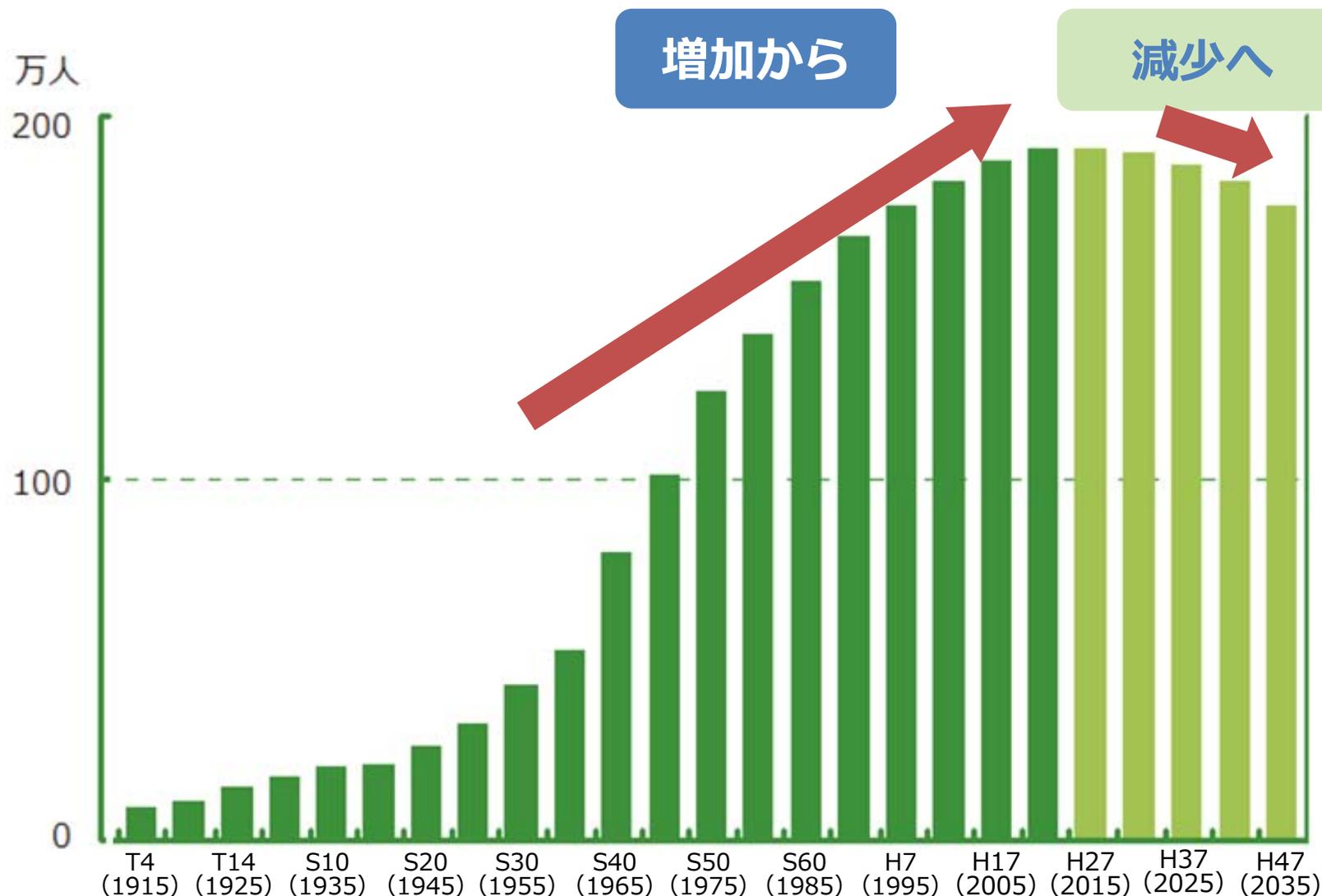


図 人口の推移

### 人口の将来見通し

#### ◆人口減少社会の到来

- ・平成27年ごろをピークに人口減少へ（平成47年（2035年）：ピーク時より約6%減少）

#### ◆少子高齢化の進展

- ・年少人口の減少が続く一方で、老年人口が増加（平成47年（2035年）：3人に1人が高齢者）

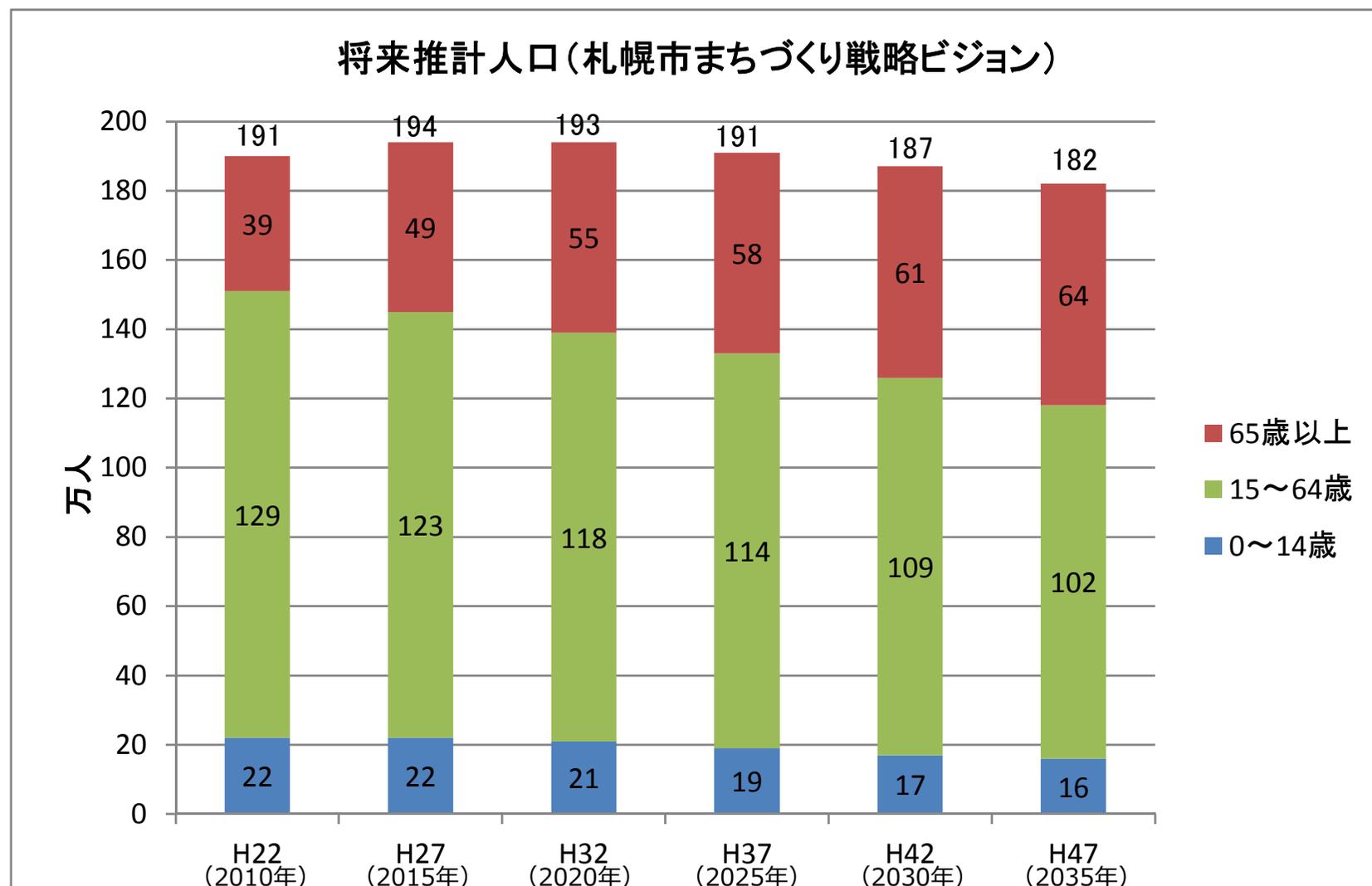


図 札幌市、総務省 | 国勢調査 |

### 世帯数の推移

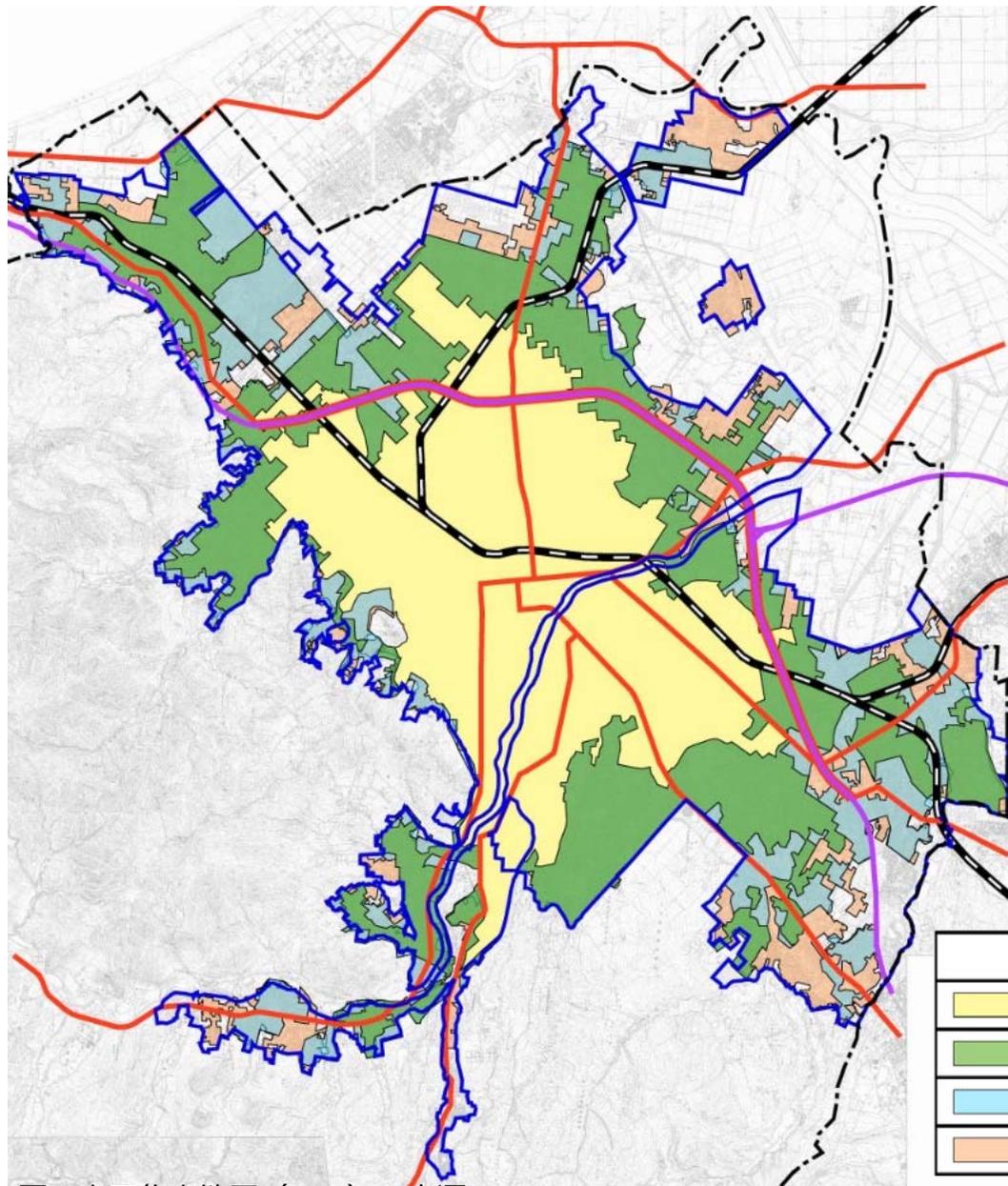
- ・一般世帯数は平成32年（2020年）をピークに減少に転じる見込み。
- ・1世帯あたり人員は、平成37年（2025年）以降2.00人を下回る見込み。

項目	17年 (2005) 1)	22年 (2010) 1)	27年 (2015) 2)	32年 (2020) 2)	37年 (2025) 2)	42年 (2030) 2)	47年 (2035) 2)
一般世帯数（千世帯）	834	885	911	922	921	909	883
1世帯あたり人員（人）	2.21	2.11	2.07	2.03	2.00	1.97	1.96
高齢単身世帯数（千世帯）	62	82	94	112	123	136	139
一般世帯に占める割合（%）	7.4	9.3	10.4	12.1	13.4	14.9	15.8

注：1) 国勢調査による。 2) 推計値である。

＜資料＞ 総務省統計局「国勢調査」、市長政策室政策企画部企画課

### 人口集中地区（DID）の変遷



#### ◆市街地の拡大に合わせて人口集中地区（D I D）が拡大

- 住宅団地の郊外部への開発に合わせ、人口集中地区（D I D）は拡大しており、昭和45年から平成12年の30年間で約2.6倍となっている。

【昭和45年（1970年）】

DID：8,830ha 総人口：1,010,123人

【平成12年（2000年）】

DID：22,626ha 総人口：1,822,368人

凡 例	
	1970年のDID
	1980年のDID
	1990年のDID
	2000年のDID

※人口集中地区（D I D）

国勢調査に基づき設定され、人口密度が40人／ha以上の調査区（約50世帯を含む地域）が市町村内で連たんして人口5,000人以上となる地域。

図 人口集中地区（DID）の変遷

## 市街化区域拡大の変遷

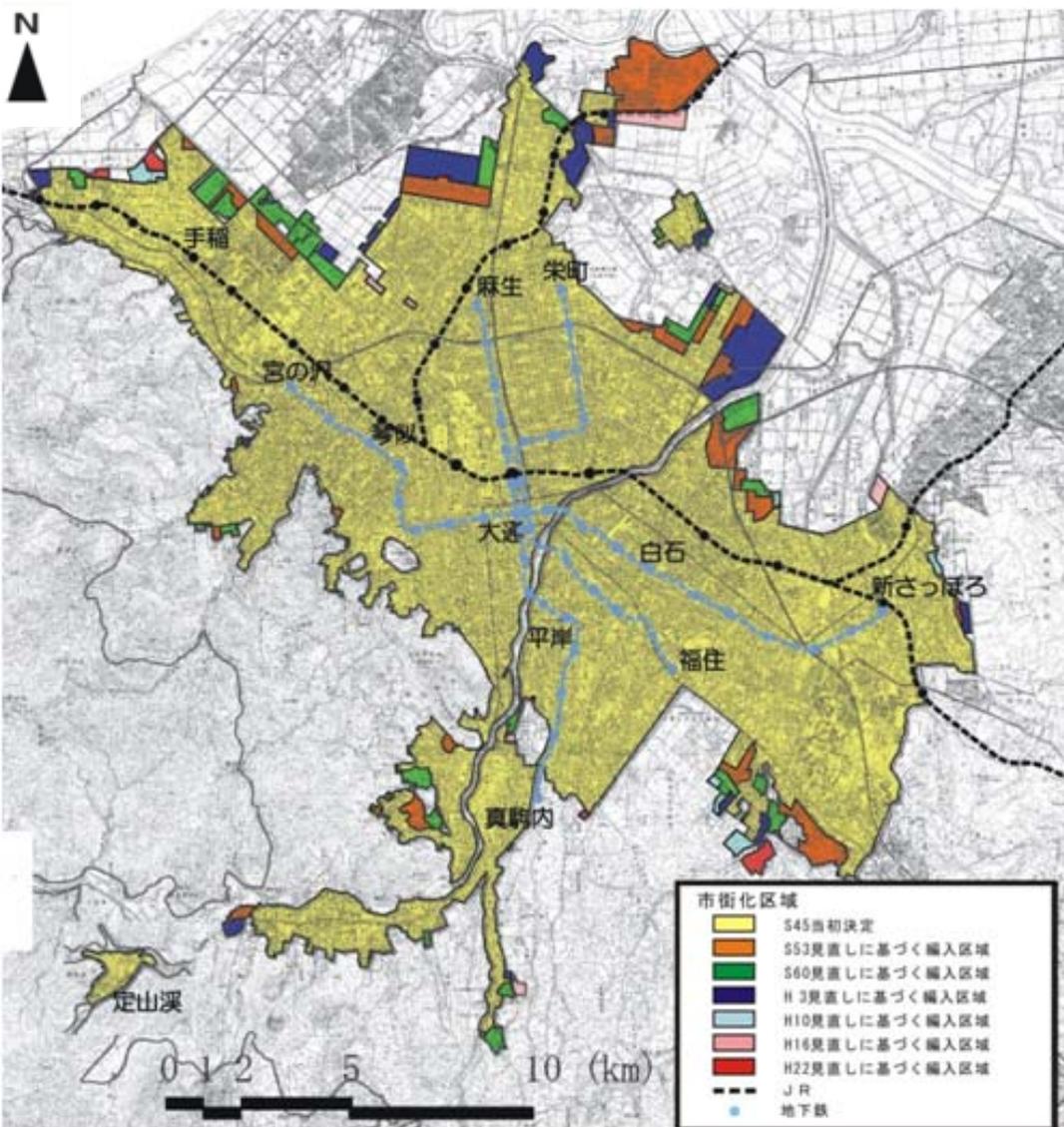


図 市街化区域拡大の変遷図

◆昭和45年（1970年）の当初線引き以降、市街化区域を順次拡大してきたが、近年は拡大を抑制

- 平成16年（2004年）の都市計画マスタープラン策定以降、市街化区域の外延的な拡大は原則行っていない。（※平成16年～22年の拡大区域は、平成16年以前に市街化することがすでに予定されていた区域）

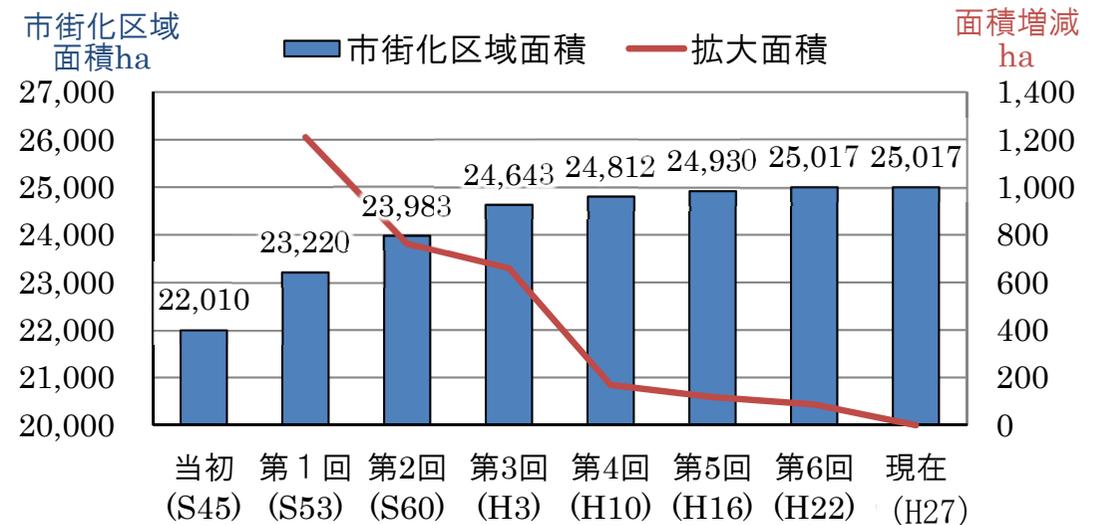


図 市街化区域拡大の推移

### インフラの維持・更新

#### ◆インフラ等建設・維持予算の減少

市税などの収入が伸び悩む一方、生活保護費などの保健福祉費が増加しており、道路、下水道等のインフラ維持管理関係費は、今後も減少が見込まれる。

#### ◆公共施設、インフラ更新費用の増大

一方、これまで整備されてきた公共施設、インフラについては、今後一斉に更新時期を迎え、更新、補修等の費用増大が予測される。



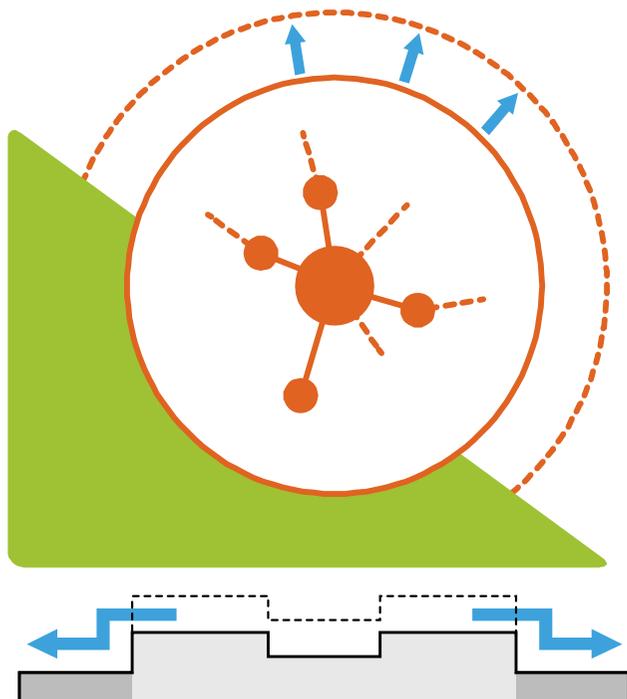
図 市有建築物の建替え・保全費用の試算結果

【資料】札幌市市有建築物のあり方検討委員会資料

#### 現行都市計画マスタープランにおける都市づくりの理念

##### ◆都市計画マスタープラン策定以前（～H16）

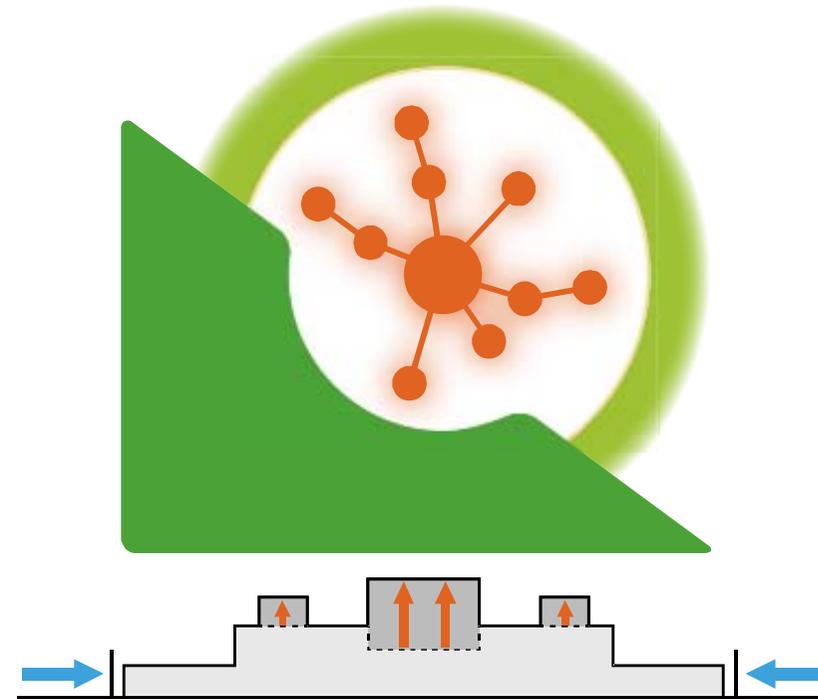
市街地の拡大を中心とした都市づくり



基本方向  
の転換

##### ◆都市計画マスタープラン策定以降（H16～）

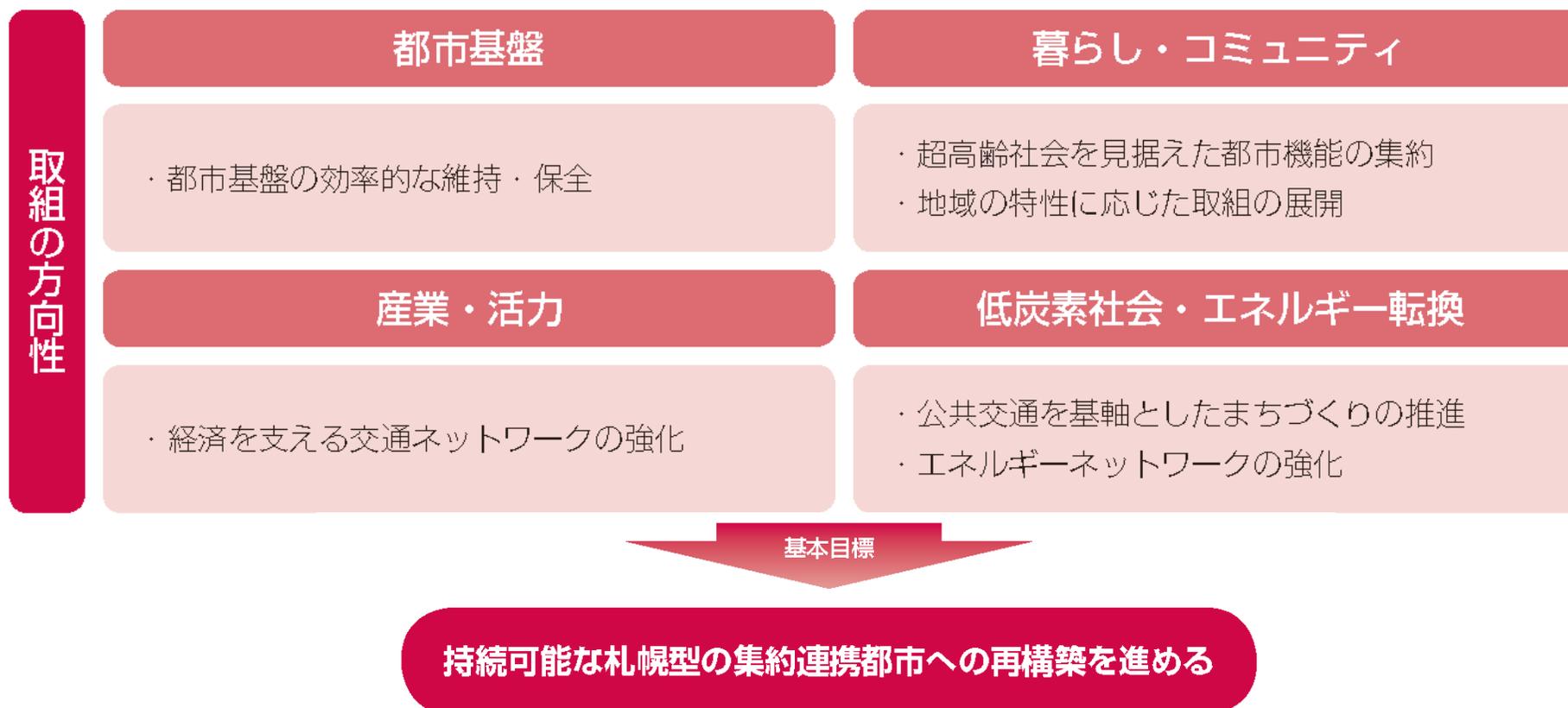
持続可能なコンパクト・シティへの再構築



#### まちづくり戦略ビジョンにおける都市空間創造の基本的な考え方

##### ■ 都市空間創造の基本目標

・本市の最上位計画であるまちづくり戦略ビジョンにおいて、都市空間創造の基本目標として「持続可能な札幌型の集約連携都市への再構築を進める」と掲げている。



立地適正化計画の策定により、集約型都市構造の推進につながり、まちづくり戦略ビジョンで掲げる都市空間創造の基本目標の実現に資する。





#### 立地適正化計画の検討の流れ

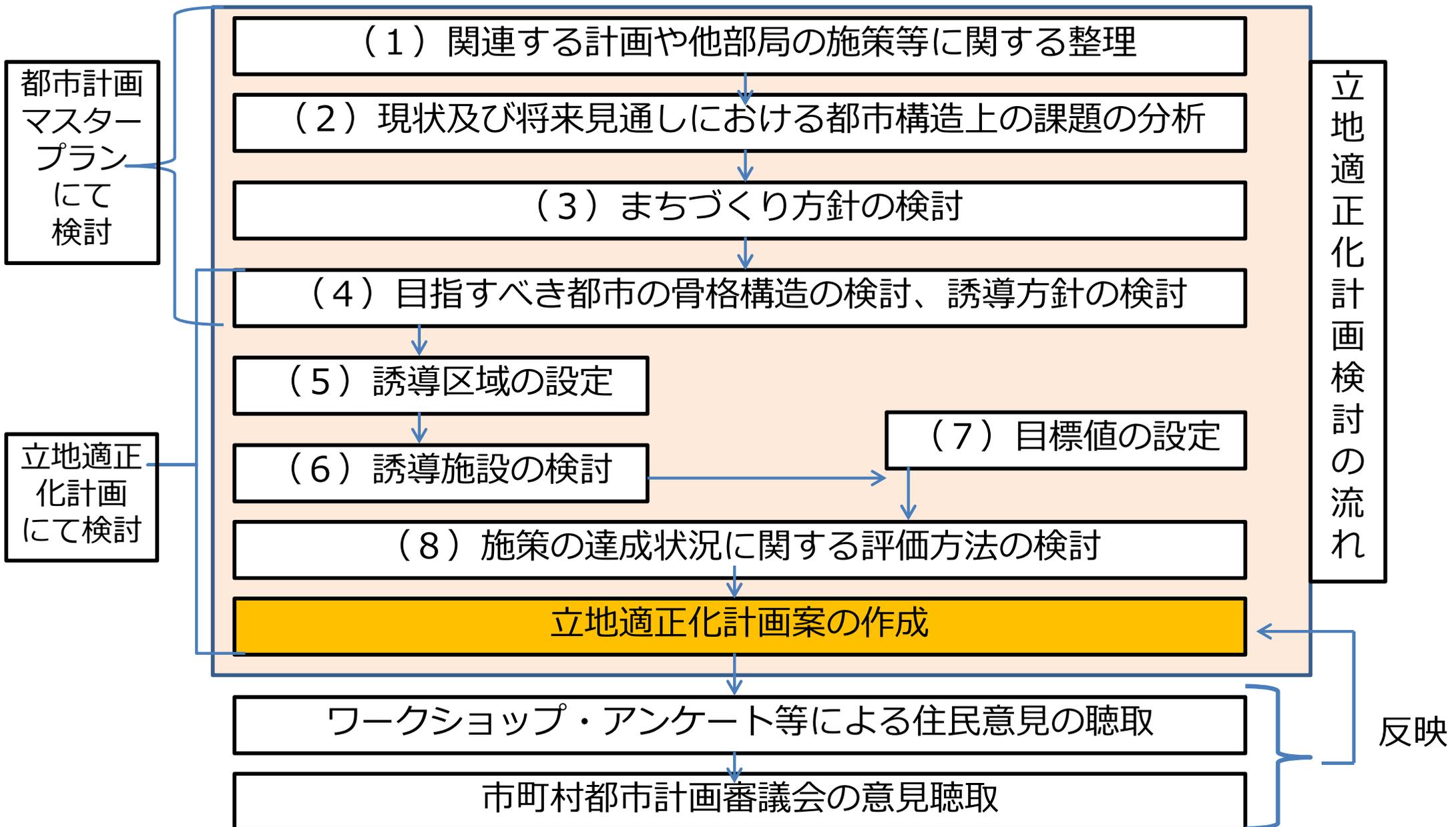


図 立地適正化計画の流れ (立地適正化計画作成の手引き (案) 国土交通省資料)